

高崎市移住促進資金利子補給金制度運用Q & A

Q1 なぜ倉渕、榛名、吉井地域だけなのですか。

A1 高崎市全体では人口は増加していますが、地域によっては減少が進んでいる地域があります。

特にこの3地域は減少率が大きくなっており、このまま進めば地域の生活基盤やコミュニティの維持が困難になる恐れがあるため、この地域に限定して移住、定住化を促進するものです。

Q2 市内からの転居でも対象となりますか。

A2 同地域への人口減少の歯止めと、維持、増加を図る趣旨から、市外からだけでなく市内からの転居（移住）でも対象となります。

Q3 もともと対象地域に住んでいましたが、今は仕事の都合で東京に住んでいます。対象地域内にある実家の隣に新たに家を建てて引っ越そうと考えていますが対象となりますか。

A3 Uターンによる移住も対象となります。

Q4 倉渕地域で農業をしたいと思い、お試し期間として半年ほど前からすでにアパートを借りて住んでいます。ここに定住しようと思い、新たに土地を買い家を新築しようと思っていますが対象となりますか。

A4 既に対象地域にお住まいの方も対象となります。ただし、現在お住まいの自宅を建替える場合は対象となりません。それぞれのケースに応じ審査して決定します。

Q5 対象地域に土地を買ってアパート経営しようと思っていますが対象となりますか。

A5 原則として、自らが居住するための不動産の取得となるため、対象とはなりません。ただし、アパートの管理人として居住する場合は、対象となることがあります。ケースに応じて審査して決定します。

Q6 いずれ家を新築して移住する予定で、当面土地だけを購入する予定ですが、対象となりますか。

A6 土地だけの取得に対する融資は対象となりません。住宅の取得にあたり付随する土地を併せて取得する場合は、その土地も含めた融資全体が対象となります。

Q7 移住して農業を始めるため農機具購入のための融資は対象となりますか。

A7 居住するための不動産取得に係る融資のため対象とはなりません。

Q8 補給金が支給されるタイミングはいつからですか。

A8 居住するための住居を取得した日（住居の引渡しを受けた日）以降の返済に係る利子から5年間（60月）

Q9 私（世帯主）が融資を受け、家族（妻と子ども）で移住しようと考えているが、仕事の都合で私が単身で転居しなければならない恐れがある。この場合、補給金は受けられなくなってしまうですか。

A9 交付対象者自らが居住することが原則ですが、世帯構成員が引き続き居住していれば、期間内（5年間）は交付の対象となります。

Q10 交付決定を受け移住し、2年が経過した後に、やむを得ない理由により家族共々転出しなければならなくなった場合、すでに交付を受けた分の補給金を返還しなければなりませんか。また、残りの分はどうなりますか。

A10 補給金の趣旨は、対象地域に定住してもらうことですが、やむを得ない理由により転出しなければならない場合は、返還は求めません。ただし、趣旨とは異なり悪意があると認められる場合は返還を求めることがあります。

また、転出後の補給金は取り消しとなり、交付されないこととなります。

Q11 交付決定を受け移住し、5年以上が過ぎた後に、やむを得ない理由により転出しなければならなくなった場合、交付された給付金全額を返還しなければなりませんか。

A11 前QAのとおり、やむを得ない理由により転出しなければならない場合は、返還は求めません。ただし、趣旨とは異なり悪意があると認められる場合は返還を求めることがあります。

Q12 給付金額の上限はありますか。

A12 金融機関の審査を経て実行された融資が条件になり、制度上の上限額は設けていません。

Q13 申請されたものは条件が合えばすべて対象となりますか。

A13 予算の範囲内での交付となります。

Q14 一人で複数の交付を受けることができますか。例えば、土地付きの中古住宅を取得した際に交付決定を受けたが、住んでみたら大規模なリフォームが必要となったため、別の融資を受けた場合はどうなりますか。

A14 多くの人を対象としたいため、一人一回の交付となります。同様の趣旨から、同一世帯内の交付も一回となります。(上記例の場合、夫が中古住宅の融資を受け交付を受けた後に、妻がリフォームの融資を受けた場合は対象とはなりません。)

Q15 前払いで交付を受けることはできますか。

A15 できません。返済を確認した後に交付することになります。

Q16 申請手続きは1回だけですか。

A16 まずは、補給金の対象となるかを認定するための認定申請書を提出していただきます。審査を経て認定された場合は、1年毎(1月~12月)に利息を支払ったことを証明する書類等を添えて交付申請書を提出いただき、審査を経て補給金をお支払いいたします。

Q17 店舗を兼ねた住宅を建築しようと思っています。この場合は対象となりますか？

A17 原則的には申請者が住むことを前提とした住宅であれば対象となります。ただし、利子補給の対象となるのは、住宅部分（住宅ローン）に係る融資のみとなります。

Q18 途中繰り上げ返済を予定しています。また、途中融資の借り換えをする場合についてはどうなりますか？

A18 繰り上げ返済に係る償還額については、利子補給の対象とはなりません。繰り上げ返済以降に支払う毎月の利子については対象となります。また、融資の借り換えを行った場合は、新たに返済を行うことになった融資についても、引続き利子補給の対象となります。これら融資内容に変更が生じる場合については、その都度「移住促進資金利子補給金認定変更届」を提出し、新たに審査を行う必要があります。